

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

建築住宅局

目 次

	頁
令和7年度予算の概要	1
予 算 総 括 表	3
一 般 会 計	
1 歳入歳出予算一覧表	4
2 歳入予算の説明	6
3 歳出予算の説明	9
4 債務負担行為の説明	12
市 営 住 宅 事 業 費	
1 歳入歳出予算一覧表	13
2 歳入予算の説明	15
3 歳出予算の説明	19
4 債務負担行為の説明	22
関 連 議 案	23

令和7年度 建築住宅局 予算の概要

令和7年度は、住生活を取り巻く情勢の変化を踏まえ、更なる住宅ストックの活用を促進し、持続可能な住宅政策の取り組みを推進する。また、すべての建築物が安全で安心となるよう、周辺に悪影響を及ぼす空家空地対策の徹底及び空家空地の活用促進、住宅等の耐震化、質の高い市有建築物の整備・保全等に取り組む。

1. 住まいに関する総合施策の展開

住宅ストックの流通促進や住宅ストックを活用したセーフティネット機能の強化により、豊かな住まいづくりの推進、居住の安定の確保を図り、「住み心地の良いまち」の実現に取り組む。

(1) 豊かな住まいづくりの推進

①子育てしやすい住環境の確保

- ・若年夫婦・子育て世帯の住み替えに対する補助（こうべぐらし応援補助金）
- ・市営住宅の空き住戸を若年夫婦・子育て世帯向け民間賃貸住宅として活用 等

②住宅ストックの流通促進・質の向上

- ・医療・健康分野と連携した住まいの断熱性能向上の広報啓発
- ・断熱リノベーション啓発によるマンション空き住戸の流通促進 等

③分譲マンションの適正管理の促進

- ・管理組合への適正管理に向けた支援、助言、指導
- ・高経年マンションの外観調査
- ・管理状況「届出」「情報開示」制度、「管理計画認定制度」の推進 等

④住まいの総合窓口における支援

- ・すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営

(2) 居住の安定の確保

①総合的な支援の推進

- ・居住支援協議会の運営、居住支援法人との情報共有 等

②住宅確保要配慮者への支援

- ・ひとり親世帯への家賃補助
- ・家賃債務保証料等への補助 等

③家主への支援

- ・相談窓口の運営 等

2. 市営住宅のマネジメント推進及び適正管理

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減及び空き住戸と余剰地の有効活用による地域課題への解決に取り組む。

(1) マネジメントの推進

- ・再編（廃止・建替え）、改修（エレベーター設置等） 等

(2) 適正管理及び有効活用

- ・市営住宅の募集、コミュニティ活性化対策、家賃滞納者・不正入居者・ペット飼育者等への対応
- ・空き附帯施設（店舗等）の居住支援等での活用 等

3. 空家空地対策の推進

神戸市空家等対策計画に基づき、人口減少に伴い増加傾向にある空家空地について、総合的な対策を推進する。

(1) 所有者への意識啓発

- ・ダイレクトメールの発送、インターネット広告の活用、体験型イベントの開催 等

(2) 活用促進の取り組み

- ・空き家等活用相談窓口、空き家おこし協力隊による所有者支援と活用への後押し
- ・民間事業者と連携した市場流通化の促進
- ・建築家との協働による空き家活用、地域利用への転活用を支援
- ・官民連携による空き家・空き地の市場流通促進に向けた検討・調査 等

(3) 適正管理の取り組み

- ・周辺に悪影響を及ぼす空き家等所有者への指導等
- ・弁護士を含む特命チームが財産管理制度を積極的に活用し、所有者不明空き家・危険な空き家の早期改善を促進
- ・老朽空家等解体費用の補助
- ・地域住民への支援 等

4. 耐震化の推進

神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えて住宅等の耐震化を促進する。

- ・住宅・建築物等の耐震化に対する補助・普及啓発
- ・危険コンクリートブロック塀等の調査、撤去に対する補助 等

5. 市有建築物の整備及び維持保全

市有建築物を適切に整備し、カーボンニュートラルの推進を図るとともに、老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るための健全な維持・保全に取り組む。

- ・建設・改修等にかかる設計・工事の実施
- ・カーボンニュートラルの推進（木材利用の促進、ZEB化等）
- ・施設保全パトロール及び安全対策補修 等

予算総括表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
会 計 別	金 額	備 考	会 計 別	金 額	備 考
一 般 会 計	2,307,769	別紙説明書のとおり	一 般 会 計	4,787,093	別紙説明書のとおり
市 営 住 宅 事 業 費	30,181,180	”	市 営 住 宅 事 業 費	30,181,180	”
合 計	32,488,949		合 計	34,968,273	

一般会計

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
17 使用料及手数料		51,309
	2 手数料	51,309
18 国庫支出金		663,913
	2 補助金	663,913
19 県支出金		33,475
	2 補助金	33,475
20 財産収入		1,075
	1 財産運用収入	1,075
24 諸収入		1,530,997
	3 事業収入	513,032
	5 貸付金元利収入	942,665
	7 雑収入	75,300
25 市債		27,000
	1 市債	27,000
歳 入	合 計	2,307,769

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		367,276
	4 財 産 管 理 費	367,276
11 住 宅 費		4,419,817
	1 住 宅 総 務 費	4,419,817
歳 出	合 計	4,787,093

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	51,309	63,252	△11,943	
2 手数料	51,309	63,252	△11,943	
1 証紙収入	1,012	27,495	△26,483	
1 証紙収入	1,012	27,495	△26,483	建築確認申請等 (会計室所管)
6 土木手数料	50,297	35,757	14,540	
2 計画通知等	50,297	35,757	14,540	計画通知等手数料
18 国庫支出金	663,913	613,129	50,784	
2 補助金	663,913	613,129	50,784	
9 住宅費補助	663,913	613,129	50,784	
1 公営住宅建設事業等 推進費補助	661,413	609,929	51,484	補助率 1/2、4.5/10、2/5又は1/3
3 住宅・建築物アスベスト 改修事業費補助	2,200	3,200	△1,000	補助率 10/10又は1/2
4 公的賃貸住宅家賃 対策調整補助金	300	—	300	補助率 1/2
19 県支出金	33,475	11,197	22,278	
2 補助金	33,475	11,197	22,278	
7 住宅費補助	33,475	11,197	22,278	
1 簡易耐震診断推進 事業費補助	32,713	10,397	22,316	補助率 1/2又は1/4
2 住宅新築資金等貸付 助成償還推進助成	762	800	△38	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
20 財産収入	1,075	1,075	—	
1 財産運用収入	1,075	1,075	—	
2 貸家料	1,075	1,075	—	
7 一般建物	1,075	1,075	—	狩口地域センター貸家料
24 諸収入	1,530,997	1,553,012	△22,015	
3 事業収入	513,032	534,121	△21,089	
1 営繕工事事務	513,032	534,121	△21,089	
1 営繕工事事務	513,032	534,121	△21,089	市有建築物の設計監理委託料、事務費等
5 貸付金元利収入	942,665	974,491	△31,826	
3 其他貸付金返還金	942,665	974,491	△31,826	
5 住環境整備公社貸付金	177,156	177,156	—	神戸住環境整備公社貸付金元利返還金
6 住宅建設資金貸付金	757,658	790,133	△32,475	インナー高齢無利子融資貸付金元金返還金
7 住宅新築資金等貸付金	7,851	7,202	649	住宅新築資金等貸付金元利返還金
7 雑入	75,300	44,400	30,900	
9 雑入	75,300	44,400	30,900	
15 建築住宅局	75,300	44,400	30,900	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
25 市債		27,000	34,000	△7,000	起債承認見込額(行財政局所管)
1	市債	27,000	34,000	△7,000	
	9 其他	27,000	34,000	△7,000	
	2 庁舎等整備事業公債	27,000	34,000	△7,000	
合 計		2,307,769	2,275,665	32,104	

3 歳出予算の説明

(2款) 総務費

(4項) 財産管理費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	367,276	446,843	△79,567	—	27,000	513,032	△172,756	
4 財 産 管 理 費	367,276	446,843	△79,567	—	27,000	513,032	△172,756	
2 営 繕 費	367,276	446,843	△79,567	—	27,000	513,032	△172,756	諸収入 513,032

(2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全、木材利用の促進等を図る。

市有建築物の設計監理委託料等	265,561 千円
施設保全推進事業	53,050 千円
木材利用の促進	13,000 千円
省エネルギー改修事業化可能性調査	10,432 千円
自家用電気工作物保守点検	25,233 千円
計	367,276 千円

(11款) 住宅費

(1項) 住宅総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
11 住 宅 費	4,419,817	4,255,206	164,611	697,388	—	929,631	2,792,798	
1 住 務 宅 費	4,419,817	4,255,206	164,611	697,388	—	929,631	2,792,798	
1 職 員 費	1,910,914	1,820,605	90,309	—	—	—	1,910,914	
2 住 務 宅 費	1,536,458	1,568,636	△32,178	268,240	—	804,034	464,184	使用料及手数料 1,012 財産収入 1,075 諸収入 801,947
4 建 指 導 費	972,445	865,965	106,480	429,148	—	125,597	417,700	使用料及手数料 50,297 諸収入 75,300

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等

1,910,914 千円

(2目) 住宅総務費

市民の豊かな住まいの確保のため、住宅ストックの活用・更新による、より良い住環境の確保や、空き家空き地の活用を支援する。

また、住宅に関する相談・普及啓発等の機能を担う、神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

子育て応援賃貸住宅住み替え補助制度	67,500 千円
親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業	51,300 千円
住宅確保要配慮者の家賃負担補助	38,782 千円
空き家・空き地の活用促進	244,926 千円
分譲マンション管理支援事業	49,682 千円
インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資	823,939 千円
神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営	144,552 千円
従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅)	14,724 千円
狩口地域センターの管理	6,250 千円
住宅政策関連経費	94,803 千円
計	1,536,458 千円

(4目) 建築指導費

安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「神戸市空家等対策計画」、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な空家空地対策の推進、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

総合的な空家空地対策の推進	635,671 千円
住宅・建築物の耐震化促進	272,020 千円
危険ブロック塀等撤去助成事業	7,800 千円
特殊建築物定期調査報告関連事業	6,581 千円
吹付けアスベスト除去等補助制度	3,200 千円
建築行政経費等	47,173 千円
計	972,445 千円

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
建築家との協働による空き家活用促進事業	令和 7 ～ 8 年 度	26,000	
オンライン入金機手数料払込業務	令和 7 ～ 10 年 度	4,000	

市営住宅事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		7,471,107
	1 国 庫 支 出 金	826,177
	2 財 産 収 入	921,272
	3 繰 入 金	3,273,657
	4 繰 越 金	1
	5 市 債	2,450,000
2 市営住宅管理事業収入		22,710,073
	1 使 用 料 及 手 数 料	11,571,699
	2 国 庫 支 出 金	2,063,995
	3 財 産 収 入	106,988
	4 繰 入 金	1,141,125
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	1,514,265
	7 市 債	6,312,000
歳 入 合 計		30,181,180

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		7,471,107
	1 市営住宅建設事業費	7,471,107
2 市営住宅管理事業費		22,710,073
	1 市営住宅管理事業費	14,130,137
	2 他会計へ繰出金	8,579,936
歳 出	合 計	30,181,180

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業収入	7,471,107	7,479,015	△7,908	
1 国庫支出金	826,177	1,205,034	△378,857	
1 負担金	826,177	1,205,034	△378,857	
1 公営住宅建設負担金	826,177	1,205,034	△378,857	認証額の2/3、1/2又は4.5/10
2 財産収入	921,272	1,113,530	△192,258	
1 財産売払収入	921,271	1,113,529	△192,258	
1 住宅敷地売却代	921,271	1,113,529	△192,258	
2 基金収入	1	1	—	
1 市営住宅敷金等 積立基金収入	1	1	—	
3 繰入金	3,273,657	2,398,450	875,207	
1 一般会計繰入金	524,411	478,464	45,947	
1 一般会計繰入金	524,411	478,464	45,947	一般会計からの所要額の繰入
2 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	2,749,246	1,919,986	829,260	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	2,749,246	1,919,986	829,260	
4 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
5 市債	2,450,000	2,762,000	△312,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,450,000	2,762,000	△312,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,450,000	2,762,000	△312,000	起債承認見込額
2 市営住宅管理事業収入	22,710,073	18,931,102	3,778,971	
1 使用料及手数料	11,571,699	11,914,327	△342,628	
1 市営住宅使用料	11,571,699	11,914,327	△342,628	
1 市営住宅	11,475,836	11,820,367	△344,531	
2 住宅施設等	95,863	93,960	1,903	
2 国庫支出金	2,063,995	1,622,270	441,725	
1 補助金	2,063,995	1,622,270	441,725	
1 家賃低減対策費補助	62,350	71,168	△8,818	補助率 1/2
2 既設公営住宅改善事業補助	2,001,645	1,551,102	450,543	補助率 1/2、4.5/10又は10/10
3 財産収入	106,988	88,755	18,233	
1 財産運用収入	79,881	60,001	19,880	
1 住宅敷地貸地料	75,846	56,201	19,645	
2 一般建物貸家料	4,035	3,800	235	

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売払収入	2	6,678	△6,676	
1 物品売却代	1	1	—	
2 土地売却代	1	6,677	△6,676	
3 基金収入	27,105	22,076	5,029	
1 市営住宅敷金等 積立基金	27,105	22,076	5,029	預金利子等
4 繰入金	1,141,125	1,405,525	△264,400	
1 一般会計繰入金	188,359	179,056	9,303	
1 一般会計繰入金	188,359	179,056	9,303	一般会計からの所要額の繰入
2 基金繰入金	952,766	1,226,469	△273,703	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入	952,766	1,226,469	△273,703	
5 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
6 諸収入	1,514,265	1,508,724	5,541	
1 納付金	738,742	758,123	△19,381	
1 納付金	738,742	758,123	△19,381	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 雑入	775,523	750,601	24,922	
1 延滞金加算金及過料	7,525	8,003	△478	住宅使用料等延滞金
2 弁償金	102,425	102,131	294	
3 住宅保証金	95,000	85,000	10,000	
4 雑入	570,573	555,467	15,106	共益費等
7 市債	6,312,000	2,375,000	3,937,000	
1 市営住宅管理事業公債	6,312,000	2,280,000	4,032,000	
1 市営住宅管理事業公債	6,312,000	2,280,000	4,032,000	起債承認見込額
2 地域活性化事業債	—	95,000	△95,000	
△ 地域活性化事業債	—	95,000	△95,000	起債承認見込額
△ 分担金及負担金	—	16,500	△16,500	
1 計画修繕事業負担金	—	16,500	△16,500	
△ 計画修繕事業費負担金	—	16,500	△16,500	
合 計	30,181,180	26,410,117	3,771,063	

3 歳出予算の説明

(1款) 市営住宅建設事業費

(1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	7,471,107	7,479,015	△7,908	826,177	2,450,000	3,670,519	524,411	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	7,471,107	7,479,015	△7,908	826,177	2,450,000	3,670,519	524,411	
1 職 員 費	524,911	478,964	45,947	—	—	500	524,411	繰入金 500
2 建 設 費	6,946,196	7,000,051	△53,855	826,177	2,450,000	3,670,019	—	財産収入 921,272 繰入金 2,748,746 繰越金 1

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 524,911 千円

(2目) 建設費

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックを形成するための再編と改修、管理戸数の円滑な縮減、市営住宅ストックの有効活用による地域課題への貢献を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 6,024,925 千円
 基金積立金 921,271 千円
 計 6,946,196 千円

(2款) 市営住宅管理事業費

(1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	22,710,073	18,931,102	3,778,971	2,063,995	6,312,000	14,145,719	188,359	
1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	14,130,137	10,085,079	4,045,058	2,063,995	6,312,000	2,088,190	3,665,952	
1 職 員 費	268,300	255,487	12,813	—	—	—	268,300	
2 管 理 費	13,861,837	9,829,592	4,032,245	2,063,995	6,312,000	2,088,190	3,397,652	使用料及手数料 252,916 財産収入 106,988 繰入金 952,766 繰越金 1 諸収入 775,519

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 268,300 千円

(2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

市営住宅指定管理料	4,346,546 千円
市営住宅の計画修繕	8,401,503 千円
借上市営住宅の借上料	257,498 千円
借上市営住宅戸別返還事業	40,081 千円
借上住宅住替斡旋事業	38,095 千円
家賃滞納対策	37,000 千円
敷金の基金造成及び敷金の返還	255,000 千円
住宅管理事務費等	486,114 千円
計	13,861,837 千円

(2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	8,579,936	8,846,023	△266,087	—	—	12,057,529	△3,477,593	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	8,579,936	8,846,023	△266,087	—	—	12,057,529	△3,477,593	使用料及手数料 11,318,783 諸収入 738,746

(1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる
元利等の返還を行う。

元金償還	7,903,109 千円
借入金利子等	676,827 千円
計	8,579,936 千円

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和7年度公営住宅等建替等	令和7～10年度	3,591,080	
令和7年度公営住宅等改修	令和7～9年度	3,416,780	
緊急自然災害防止対策事業	令和7～8年度	270,000	
令和7年度民間借上り市営住宅戸別返還業務	令和7～9年度	4,051	
令和7年度計画修繕	令和7～8年度	1,895,000	
滞納整理関係	令和7～9年度	10,000	
令和7年度借上り公営住宅（継続）	令和7～8年度	156,000	
神戸市営住宅総合管理システム再構築	令和7～13年度	371,913	

第 22 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（建築住宅局関係）

1. 改正の理由

建築物の省エネ性能の向上及び脱炭素社会の実現等を目的とした建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、神戸市手数料条例の一部を改正する。

2. 改正の概要

(1) 建築基準法改正に伴う改正

小規模な建築物の建築確認において、これまで審査省略されていた構造規定の特例が縮小されること等に伴い、対象となる建築物の審査・検査の手数料を改定する。

確認申請等の審査・検査の手数料改正案（一部抜粋）

	現行		⇒	改正案	
	審査	完了検査		審査	完了検査
100～200 m ²	47,000 円	35,000 円		69,000 円	38,000 円
200～300 m ²	60,000 円	44,000 円		74,000 円	48,000 円
300～500 m ²				90,000 円	63,000 円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律改正に伴う改正

建築物の省エネルギー基準への適合義務が、原則すべての住宅・建築物に拡大されることに伴い、新たに審査・検査の対象となる建築物にかかる手数料を新設する。

省エネルギー基準適合性の審査・検査の手数料改正案（一部抜粋）

			現行	⇒	改正案	
					審査	完了検査
住宅	一戸建て	200 m ² 未満	なし		19,000 円～	4,500 円
		200 m ² 以上			21,000 円～	4,500 円
	集合住宅等	300 m ² 未満			34,000 円～	9,000 円
		300～2,000 m ²			62,000 円～	19,000 円
非住宅		300 m ² 未満		22,000 円～	9,000 円	

(3) その他所要の改正

3. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 22 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
 神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)～(65) [略]	(1)～(65) [略]
(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 2 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円	(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円
(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対	(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 4 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対

する審査 1件につき 6,400円 (68)～(158) [略]	する審査 1件につき 6,400円 (68)～(158) [略]
-------------------------------------	-------------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第9（第5条関係）				別表第9（第5条関係）			
種別	区分		手数料（1件につき）	種別	区分		手数料（1件につき）
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]	[略]	[略]	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	6万9,000円			100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	7万4,000円			200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	1,000平方メートル以内	21万8,000円	2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	1,000平方メートル以内	16万7,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	21万5,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円			2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	24万8,000円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	36万4,000円			1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	32万4,000円
		5万平方メートルを超えるもの	60万9,000円			5万平方メートルを超えるもの	59万円
3 1の項の審査のうち、当該審査に	200平方メートル未満	1万9,000円					

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル以上	2万1,000円				
		300平方メートル未満	3万4,000円				
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	6万2,000円				
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円				
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	17万円				
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円				
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円				
		5万平方メートル以上	88万1,000円				
4 [略]	[略]	[略]	[略]				
5 [略]	[略]	[略]	[略]				
6 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（10の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	[略]				
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万9,000円				
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	4万9,000円				
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]				
		[略]	[略]				
7 6の項の完了検査のうち、当該建築行為が建築物省エネルギー法第11条	非住宅建築物の場合	非住宅部分の床面積	300平方メートル未満	9,000円			
		300平方メートル以上	[略]				
		1,000平方メートル未満	[略]				
3 [略]	[略]	[略]	[略]				
4 [略]	[略]	[略]	[略]				
5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	[略]				
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万6,000円				
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万5,000円				
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]				
		[略]	[略]				
6 5の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]				
		[略]	[略]				

第1項に規定する特定建築行為である場合に6の項の手数料に加算する額	住宅の場合	の合計	[略]	[略]	の適用を受けるものである場合に5の項の手数料に加算する額	[略]	[略]
		一戸建ての住宅の部分		4,500円			
		共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	9,000円			
			300平方メートル以上	1万9,000円			
			2,000平方メートル未満				
			2,000平方メートル以上	4万3,000円			
			5,000平方メートル未満				
			5,000平方メートル以上	7万8,000円			
			1万平方メートル未満				
			1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	12万5,000円			
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	18万9,000円					
	5万平方メートル以上	28万6,000円					
8 [略]		[略]	[略]	7 [略]		[略]	[略]
9 [略]		[略]	[略]	8 [略]		[略]	[略]
10 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	9 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万8,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内			3万5,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	4万8,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内			4万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内			[略]
		[略]	[略]	[略]			[略]
11 10の項の完了検査のうち非住宅建築	非住宅	300平方メートル未満	9,000円	10 9の項の完了検査のうち非住宅部分	非住宅部分	300平方メートル以上1,000平方	[略]

15 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における建築物の認定の申請に対する審査	[略]	14 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	[略]
16 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における建築物の許可の申請に対する審査	[略]	15 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	[略]
17 法第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の公衆便所等の許可の申請に対する審査	[略]	16 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	[略]
18 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内の建築物の認定の申請に対する審査	[略]	17 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査	[略]
19 法第44条第1項第4号の規定に基づく道路内の公共用歩廊等の許可の申請に対する審査	[略]	18 法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	[略]
20 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線を超える建築物の許可の申請に対する審査	[略]	19 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	[略]
21 法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域の特例許可の申請に対する審査	[略]	20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	[略]
22 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	[略]	21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査	[略]
23～28 [略]	[略]	22～27 [略]	[略]
29 法第55条第2項又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]	28 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
30～32 [略]	[略]	29～31 [略]	[略]
33 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	[略]	32 法第58条第2項の規定に基づく同条第1項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における当該最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1)～(4) [略]
- 3 6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1)～(2) [略]
- 4 [略]
- 5 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第2項に規定する住宅部分をいう。
- 6 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

備考

- 1 [略]
- 2 1の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1)～(4) [略]
- 3 5及び9の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1)～(2) [略]
- 4 [略]
- 5 6及び10の項において、非住宅部分とは、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- 6 6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1) 当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積
 (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあつては、当該変更す

7 3、7及び11の項の手数料の算定において、住宅部分に一戸建ての住宅と共同住宅等の両方を含む場合は、一户建ての住宅に係る部分の床面積に応じた額に共同住宅等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

8 7及び11の項において、申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

9 50の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

10 53から55までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
1 法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え	6万9,000円
		200平方メートル以内	
		200平方メートルを超え	7万4,000円
		300平方メートル以内	
		300平方メートルを超え	[略]
		1,000平方メートル以内	
	[略]	[略]	
2 1の項の審査の	当該審査に係る	1,000平方メートル以内	21万8,000円

る部分の床面積を含む。）

(3) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）

7 49の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え	4万7,000円
		200平方メートル以内	
		200平方メートルを超え	6万円
		500平方メートル以内	
		500平方メートルを超え	[略]
		1,000平方メートル以内	
	[略]	[略]	

うち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内	29万円
		1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内	36万4,000円
		5万平方メートルを超え るもの	60万9,000円
3 1の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	1万9,000円
		200平方メートル以上	2万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	6万2,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上1	17万円

する額	万平方メートル未満	
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円
	5万平方メートル以上	88万1,000円

備考

1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
[略]	[略]		[略]
3 法第6条第2項 （法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	6万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	7万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]
4 3の項の審査のうち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の	1,000平方メートル以内	21万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	36万4,000円

--	--	--	--

備考

床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
[略]	[略]		[略]
3 法第6条第2項 （法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]

<p>的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に3の項の手数料に加算する額</p>	<p>相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積)</p>	<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>60万9,000円</p>
<p>5 3の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に3の項の手数料に加算する額</p>	<p>当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計</p>	<p>200平方メートル未満</p>	<p>1万9,000円</p>
		<p>200平方メートル以上</p>	<p>2万1,000円</p>
	<p>当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計</p>	<p>300平方メートル未満</p>	<p>3万4,000円</p>
		<p>300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p>	<p>6万2,000円</p>
		<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</p>	<p>11万9,000円</p>
		<p>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満</p>	<p>17万円</p>
		<p>1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満</p>	<p>30万8,000円</p>
		<p>2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満</p>	<p>50万円</p>
<p>5万平方メートル以上</p>		<p>88万1,000円</p>	
<p>6～8 [略]</p>	<p>[略]</p>		

<p>4～6 [略]</p>			<p>[略]</p>

備考

1、2 [略]

3 3及び5の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3) [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書あり	適合書なし		
			ア	イ	ウ
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	9万 5,000円	24万円
		300平方メートル以上	[略]	12万	30万
		1,000平方メートル未満	[略]	2,000円	2,000円
		1,000平方メートル以上	[略]	16万円	39万円
		2,000平方メートル未満	[略]	26万	56万
		2,000平方メートル以上	[略]	6,000円	5,000円
		5,000平方メートル未満	[略]	34万	69万
		5,000平方メートル以上	[略]	1,000円	1,000円
		1万平方メートル未満	[略]	41万	82万
	1万平方メートル以上	[略]	7,000円	5,000円	
住宅の一戸建ての住	住宅の一戸建ての住	200平方メートル未満	[略]	2万9,000円	3万9,000円
		200平方メートル以上	[略]	48万 4,000円	93万 7,000円
		5万平方メートル以上	[略]	64万 6,000円	118万 9,000円

備考

1、2 [略]

3 3の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3) [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書あり	適合書なし		
			ア	イ	
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	9万 5,000円	24万円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	12万	30万
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	2,000円	2,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	16万円	39万円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	26万	56万
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	6,000円	5,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	34万	69万
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	1,000円	1,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	41万	82万
	床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	7,000円	5,000円	
住宅の一戸建ての住	住宅の一戸建ての住	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	48万 4,000円	93万 7,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上	[略]	64万 6,000円	118万 9,000円
		床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	2万9,000円	3万9,000円

の宅の住 場宅部分 合の床面 積の合 計	200平方メートル以上	[略]	3万2,000円	4万 4,000円		
	共同住 宅等の	300平方メートル未満	[略]	3万 9,000円	5万 4,000円	7万 6,000円
	住宅部 分の床 面積の 合計	300平方メートル以上	[略]	6万	9万	12万
		2,000平方メートル未満		8,000円	2,000円	8,000円
		2,000平方メートル以上	[略]	12万	16万	22万
		5,000平方メートル未満		8,000円	6,000円	5,000円
		5,000平方メートル以上	[略]	18万	23万	31万
		1万平方メートル未満		3,000円	2,000円	2,000円
	1万平方メートル以上	[略]	33万円	43万	60万	
	2万5,000平方メートル 未満			9,000円	6,000円	
	2万5,000平方メートル 以上5万平方メートル 未満	[略]	53万 5,000円	74万円 7,000円	104万	
	5万平方メートル以上	[略]	94万 2,000円	134万 2,000円	192万 5,000円	
2 法第10条第 3項（法第11 条第2項にお いて準用する 場合を含む。 ）又は法 第54条第2項 （法第55条第 2項において	[略]	[略]	[略]	[略]		
	100平方メートルを超え 200平方メートル以内			6万9,000円		
	200平方メートルを超え 300平方メートル以内			7万4,000円		
	300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内		[略]	[略]		
	[略]		[略]	[略]		

の宅 場合	床面積の合計が200平方メートル 以上	[略]	4万4,000円		
	共同住 宅、長 屋その 他の一 戸建て の住宅 以外の 住宅	床面積の合計が300平方メートル 未満	[略]	3万 9,000円	7万 6,000円
		床面積の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未満	[略]	6万	12万
		床面積の合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未満	[略]	12万 8,000円	22万 5,000円
		床面積の合計が5,000平方メー トル以上1万平方メートル未満	[略]	18万 3,000円	31万 2,000円
		床面積の合計が1万平方メー トル以上2万5,000平方メートル未 満	[略]	33万円	60万 6,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メ ートル以上5万平方メートル未 満	[略]	53万 5,000円	104万 7,000円
		床面積の合計が5万平方メー トル以上	[略]	94万 2,000円	192万 5,000円
2 法第54条第 2項（法第55 条第2項にお いて準用する 場合を含む。 ）の規定 に基づく申出 に係る低炭素 建築物新築等	[略]	[略]	[略]		
	100平方メートルを超え200平方 メートル以内		4万7,000円		
	200平方メートルを超え500平方 メートル以内		6万円		
	500平方メートルを超え1,000平 方メートル以内		[略]		
	[略]		[略]		

<p>準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査(1及び5の項の手数料に加算する額)</p>				<p>計画に対する審査(1及び3の項の手数料に加算する額)</p>			
<p>3 2の項の審査のうち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算</p>	<p>当該審査に係る一の建築物ごとの床面積(一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっ</p>	<p>1,000平方メートル以内</p>	<p>21万8,000円</p>				
		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内</p>	<p>26万6,000円</p>				
		<p>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内</p>	<p>29万円</p>				
		<p>1万平方メートルを超え5万平方メートル以内</p>	<p>36万4,000円</p>				
		<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>60万9,000円</p>				

<p>基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>ては、それぞれの部分ごとの床面積)</p>						
<p>4 2の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第</p>	<p>当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計</p>	<p>200平方メートル未満</p>	<p>1万9,000円</p>				
		<p>200平方メートル以上</p>	<p>2万1,000円</p>				
<p>1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計</p>	<p>300平方メートル未満</p>	<p>3万4,000円</p>				
		<p>300平方メートル以上</p>	<p>6万2,000円</p>				
		<p>2,000平方メートル未満</p>					
		<p>2,000平方メートル以上</p>	<p>11万9,000円</p>				
		<p>5,000平方メートル未満</p>					
		<p>5,000平方メートル以上</p>	<p>17万円</p>				
		<p>1万平方メートル未満</p>					
		<p>1万平方メートル以上</p>	<p>30万8,000円</p>				
		<p>2万5,000平方メートル未満</p>					
		<p>2万5,000平方メートル以上</p>	<p>50万円</p>				
		<p>5万平方メートル未満</p>					
		<p>5万平方メートル以上</p>	<p>88万1,000円</p>				

備考

- 1 適合書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第2項に規定する住宅部分をいう。
- 3 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。
- 4 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は1項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。
 - (1) 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合
 - (2) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合
- 7 認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住

備考

- 1 適合書とは低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 1の項において、住宅とは一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、非住宅とは住宅以外の用途に係るものをいう。
- 4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 住宅と非住宅の複合建築物の場合は、住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額に非住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

戸をいう。)の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。

9 2及び4の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

10 5及び6の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第10条に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

別表第13(第5条の5関係)

(1) 法第11条、第12条及び規則第13条の規定に基づく事務(省エネ基準適合性判定)

種別	区分	手数料(1件につき)				
		ア		イ		ウ
		工場等 の場合	工場等 以外 の場合	工場等 の場合	工場等 以外 の場合	
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査	非住宅部分の床面積の合計 建築物の場合	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		300平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]		
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]		

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。

7 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

別表第13(第5条の5関係)

(1) 法第12条及び第13条の規定に基づく事務(省エネ基準適合性判定)

種別	区分	手数料(1件につき)				
		ア		イ		
		工場等 の場合	工場等以 外	工場等 の場合	工場等以 外	
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、2の項以外の場合	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]

		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5万平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
住戸建て住宅の住宅部分の床面積の合計	共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	1万9,000円	2万7,000円	3万5,000円	
		200平方メートル以上	2万1,000円	3万円	3万9,000円	
	共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円	5万2,000円	6万9,000円	
		300平方メートル以上	6万2,000円	9万円	11万8,000円	
		2,000平方メートル未満				
		2,000平方メートル以上	11万9,000円	16万4,000円	20万9,000円	
		5,000平方メートル未満				
		5,000平方メートル以上	17万円	23万円	29万1,000円	
1万平方メートル以上	30万8,000円	43万7,000円	56万6,000円			
2万5,000平方メートル以上	50万円	73万8,000円	97万7,000円			
		5万平方メートル以上	88万1,000円	134万円	179万8,000円	
2 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		300平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	
		1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		1,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	
		2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		2,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	
		5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	

計		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5万平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
2 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、複数棟申請の他の	非住宅部分の床	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	

査のう ち、複 数棟申 請の他 の建築 物に係 る審査 を行う 場合	場 合	5,000平方メートル以上1	[略]	建築物に係 る審査を行 う場合	面 積 の 合 計	5,000平方メートル以上1万	[略]	
		万平方メートル未満				平方メートル未満		
		1万平方メートル以上2	[略]			1万平方メートル以上2万	[略]	
		万5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満		
		2万5,000平方メートル以	[略]			2万5,000平方メートル以上	[略]	
	上5万平方メートル未満		5万平方メートル未満					
	5万平方メートル以上	[略]	5万平方メートル以上	[略]				
	住 宅 の 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計	一戸建て 住宅の 住宅部 分の床 面積の 合計	200平方メートル未満	6,600円				
		200平方メートル以上	7,100円					
		共 同 住 宅 等 の 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計	300平方メートル未満	1万2,000円				
300平方メートル以上			2万6,000円					
2,000平方メートル未満								
2,000平方メートル以上			6万3,000円					
5,000平方メートル未満								
5,000平方メートル以上1			9万7,000円					
万平方メートル未満								
1万平方メートル以上2	15万6,000円							
万5,000平方メートル未満								
2万5,000平方メートル以	22万円							
上5万平方メートル未満								
5万平方メートル以上	34万7,000円							
3 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に 基づく省エネ性能確保計画の変更の適合性判 定に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得ら れる額。この場合において、法第11 条第2項又は第12条第3項の規定に 基づく変更に係る部分の床面積に基 づき手数料を算定する。	3 省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に 対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られ る額					

4 規則第13条の規定に基づく軽微な変更 _{に該当していることを証する書面の交付}	1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。
--	---

備考

- 1 省エネ性能確保計画とは法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 2 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第2項に規定する住宅部分いう。
- 3 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。
- 4 工場等とは、非住宅部分の全部を基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物をいう。
- 5 審査に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 審査に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に規定する基準に限る。）、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。
 - (1) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合
 - (2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合
- 7 審査に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の審査に係る床面積に応

4 規則第11条の規定に基づく軽微な変更 _{に該当していることを証する書面の交付}	1及び2の項の規定を準用して得られる額
--	---------------------

備考

- 1 省エネ性能確保計画とは法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 4 工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 5 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- 6 1の項の床面積の算定にあつては、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により設計一次エネルギー消費量（同号イの設計一次エネルギー消費量をいう。）及び基準一次エネルギー消費量（同号イの基準一次エネルギー消費量をいう。）の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。

じた額に住宅部分の審査に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。

9 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

10 3及び4の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

(2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分	手数料（1件につき）				
		適合書あり	適合書なし			
			ア	イ	ウ	
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	非住宅部分の床面積	300平方メートル未満	[略]	9万 3,000円	23万 8,000円	
	住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	[略]	11万 9,000円	30万円	

7 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。

8 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

9 3の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

10 4の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分	手数料（1件につき）				
		適合書あり	適合書なし			
			ア	イ	ウ	
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	9万 3,000円	23万 8,000円	
	申請に係る建築物が住宅	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	11万 9,000円	30万円	

建築物の場合	1,000平方メートル以上	[略]	15万	38万		
	2,000平方メートル未満		8,000円	8,000円		
	2,000平方メートル以上	[略]	26万	56万		
	5,000平方メートル未満		4,000円	3,000円		
	5,000平方メートル以上	[略]	33万	68万		
	1万平方メートル未満		9,000円	9,000円		
	1万平方メートル以上	[略]	41万	82万		
	2万5,000平方メートル未満		5,000円	3,000円		
住宅の場合	2万5,000平方メートル以上	[略]	48万	93万		
	5万平方メートル未満		2,000円	5,000円		
	5万平方メートル以上	[略]	64万	118万		
			4,000円	7,000円		
住宅部分の床面積の合計	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	[略]	2万円	2万	3万
					7,000円	7,000円
住宅部分の床面積の合計	住宅部分	200平方メートル以上	[略]	2万	3万円	4万
				2,000円		2,000円
住宅等の住宅部分の床面積の合計	共同住宅等	300平方メートル未満	[略]	3万	5万	7万
				7,000円	2,000円	4,000円
住宅部分の床面積の合計	住宅部分	300平方メートル以上	[略]	6万	9万円	12万
		2,000平方メートル未満		6,000円		6,000円
住宅部分の床面積の合計	住宅部分	2,000平方メートル以上	[略]	12万	16万	22万
		5,000平方メートル未満		6,000円	4,000円	2,000円

建築物の場合	部分の	床面積の合計が1,000平方メートル	[略]	15万	38万	
	みから	以上2,000平方メートル未満		8,000円	8,000円	
	なる建	床面積の合計が2,000平方メートル	[略]	26万	56万	
	築物の	以上5,000平方メートル未満		4,000円	3,000円	
	場合	床面積の合計が5,000平方メートル	[略]	33万	68万	
		以上1万平方メートル未満		9,000円	9,000円	
		床面積の合計が1万平方メートル	[略]	41万	82万	
		以上2万5,000平方メートル未満		5,000円	3,000円	
住宅の場合	床面積の合計が2万5,000平方メートル	[略]	48万	93万		
	以上5万平方メートル未満		2,000円	5,000円		
	床面積の合計が5万平方メートル	[略]	64万	118万		
			4,000円	7,000円		
申請に係る建築物の住宅部分のみからなる建築物の場合	申請に係る建築物の住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	2万円	3万
						7,000円
住宅部分のみからなる建築物の場合	住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が200平方メートル以上	[略]	2万	4万	
				2,000円		2,000円
住宅等の住宅部分の床面積の合計	共同住宅、長屋	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	3万	7万	
				7,000円	4,000円	
住宅部分の床面積の合計	その他の一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル以上	[略]	6万	9万円	12万
		2,000平方メートル未満		6,000円		6,000円
住宅部分の床面積の合計	住宅部分	2,000平方メートル以上	[略]	12万	16万	22万
		5,000平方メートル未満		6,000円	4,000円	2,000円

		5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満	[略]	18万 1,000円	23万円	31万円
		1万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未 満	[略]	32万 8,000円	43万 7,000円	60万 4,000円
		2万5,000平方メートル 以上5万平方メートル未 満	[略]	53万 3,000円	73万 8,000円	104万 5,000円
		5万平方メートル以上	[略]	94万円	134万円	192万 3,000円
2 法第30条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2項（法第 31条第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 に基づく申出 に対する審査 （1及び5の 項の手数料に 加算する額）		100平方メートルを超え 200平方メートル以内				6万9,000円
		200平方メートルを超え 300平方メートル以内				7万4,000円
		300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内		[略]		[略]
		[略]		[略]		[略]
3 2の項の 審査のうち、建築基 準法第6条 の3第1項 ただし書又 は同法第18 条第5項た	当該審査 に係る一 の建築物 ごとの床 面積（一 の建築物 がエキス パンショ	1,000平方メートル以内				21万8,000円
		1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内				26万6,000円
		2,000平方メートルを超 え1万平方メートル以内				29万円
		1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内				36万4,000円

		床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メ ートル未満	[略]	18万 1,000円		31万円
		床面積の合計が1万平方 メートル以上2万5,000平 方メートル未満	[略]	32万 8,000円		60万 4,000円
		床面積の合計が2万5,000 平方メートル以上5万平 方メートル未満	[略]	53万 3,000円		104万 5,000円
		床面積の合計が5万平方 メートル以上	[略]	94万円		192万 3,000円
2 法第35条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2項（法第 36条第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 に基づく申出 に対する審査 （1及び3の 項の手数料に 加算する額）		100平方メートルを超え200平方メ ートル以内				4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メ ートル以内				6万円
		500平方メートルを超え1,000平方 メートル以内				[略]
		[略]		[略]		[略]

<p>だし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>ンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合には、それぞれの部分ごとの床面積)</p>	<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>60万9,000円</p>					
<p>4 2の項の審査のうち、建築物のエネルギー</p>	<p>当該審査に係る一戸建ての住宅の住</p>	<p>200平方メートル未満</p>	<p>1万9,000円</p>					
		<p>200平方メートル以上</p>	<p>2万1,000円</p>					

一消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額	宅部分の床面積の合計		
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円
		300平方メートル以上	6万2,000円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	11万9,000円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	17万円
		1万平方メートル未満	
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円	
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円	
	5万平方メートル以上	88万1,000円	

5 法第31条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。
6 規則第28条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。

備考

1 省エネ性能向上計画とは、法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

--	--	--	--

3 法第36条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、1の項の規定を準用して得られる額
4 規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、1の項の規定を準用して得られる額

備考

1 省エネ性能向上計画とは、法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

2 適合書とは、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

3 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第2項に規定する住宅部分いう。

4 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

5 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は2項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。

6 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

7 認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。

(1) 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合

(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

8 認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸という。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建

2 適合書とは、申請に係る建築物が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

3 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。

4 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは、法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。

7 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

9 1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。

10 2及び4の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

11 5及び6の項の手数料算定にあたっては、基準省令第10条各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

8 1及び3の項について、法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。ただし、3の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

9 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

10 4の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(3) 法第41条の規定に基づく事務（省エネ基準適合認定）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
1 省エネ基準適合認定の申請に対する審査	申請に係る建築物	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000円	9万 3,000円	23万 8,000円
		が非住宅部分のみ	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万 2,000円	11万 9,000円
	からなる建築物の場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万 5,000円	15万 8,000円	38万 8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万 3,000円	26万 4,000円	56万 3,000円

		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万 1,000円	33万 9,000円	68万 9,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000円	41万 5,000円	82万 3,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 9,000円	48万 2,000円	93万 5,000円
		5万平方メートル以上	35万 2,000円	64万 4,000円	118万 7,000円
申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	6,900円	2万円	3万7,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	2万2,000円	4万2,000円
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	3万7,000円	7万4,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万8,000円	6万6,000円	12万6,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万6,000円	12万6,000円	22万2,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万3,000円	18万1,000円	31万円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万5,000円	32万8,000円	60万4,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万4,000円	53万3,000円	104万5,000円

		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万 8,000円	94万円	192万 3,000円
--	--	-------------------	---------------	------	----------------

備考

- 1 省エネ基準適合認定とは、法第41条第1項の規定に基づく認定をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 非住宅部分とは法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号に規定する基準による場合（イに掲げる場合を除く。）の申請について、イの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあつては全ての住戸が同基準による場合に限る。）について、それぞれ適用する。
- 7 床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。
- 8 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合には、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例の規定（別表第9の15から22までの項、29の項及び33の項を除く。）は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

理 由

毒物及び劇物取締法並びに建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

1. 改正の概要

(1) 改良住宅及び都市再生住宅の「附帯施設」の入居者資格等の規定の追加

公募により改良住宅及び都市再生住宅の「附帯施設」に入居することができるよう以下の規定を追加する。

- ①附帯施設の用語の定義に、(改良住宅及び都市再生住宅の店舗、作業所、倉庫及び車庫を含む。以下同じ。)を加える。
- ②改良住宅及び都市再生住宅の附帯施設の入居者資格等の規定を追加する。

(2) 公営住宅建替事業等に係る家賃の特例に昇降機設置改修住棟の追加

公営住宅の計画的な改善のため、昇降機の設置を伴う改修工事を行った公営住宅の入居者に対して、新たに定められた家賃の額から、入居期間の区分に応じて定める額を減額する規定を追加する。

(3) 用途廃止に伴う改正

- ①神戸市営桜の宮住宅を、別表第 1 (1) ア及びイから削除する。
- ②神戸市営住宅桜の宮第 1～6 駐車場を、別表第 5 (1) ア及びイから削除する。

2. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 23 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 本市が建設し、買い取り、又は借り上げ、その住民等に賃貸し、又は転貸するための住宅であってこの条例の規定により設置するもの及びその附帯施設（<u>改良住宅及び都市再生住宅の店舗、作業所、倉庫及び車庫を含む。</u>以下同じ。）をい</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 本市が建設し、買い取り、又は借り上げ、その住民等に賃貸し、又は転貸するための住宅であってこの条例の規定により設置するもの及びその附帯施設をいう。</p>

う。

(2)～(10) [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

(2)～(10) [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

2 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前項の規定にかかわらず、第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第5条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 第5条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場
合 114,000円

3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項及び第3項、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の

規定を準用する。

第7条の2 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅（附帯施設を除く。以下この条において同じ。）に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前条の規定にかかわらず、第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第5条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 第5条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 114,000円

2 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項及び第3項、第6条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の規定を準用する。

(改良住宅の附帯施設の入居者資格等)

第7条の3 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅の附帯施設に入居させるべき者が入居せず、又は使用しなくなった場合においては、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備する者を当該改良住宅の附帯施設に公募により入居させることができる。

(1) 現に本市の区域内に居住、在勤又は事業所を有する者であること。

(2) 入居しようとする者が暴力団員でないこと（法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に運営に関与していないこと。）。

(3) 当該附帯施設を使用する用途が公の秩序又は善良の風俗に反せず、かつ、騒音、振動、悪臭等を発生させないものであること。

2 店舗又は作業所への入居については、前項に定めるもののほか、速やかに営業を開始し、当該営業を継続するに必要な能力を備えていることを条件とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に掲げる条件以外の条件を定めることができる。

(都市再生住宅の入居者資格等)

第8条 [略]

2 [略]

第9条 市長は、都市再生住宅（附帯施設を除く。以下この条において同じ。）に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前条の規定にかかわらず、当該都市再生住宅を公営住宅とみなして第5条、第6条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の規定を準用する。

(都市再生住宅の附帯施設の入居者資格等)

第10条 市長は、都市再生住宅の附帯施設に入居することができる者が入居せず、又は使用しなくなった場合においては、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備する者を当該都市再生住宅の附帯施設に公募により入居させる

(都市再生住宅の入居者資格等)

第8条 [略]

2 [略]

3 都市再生住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなったときは、当該都市再生住宅を公営住宅とみなす。

第9条及び第10条 削除

ことができる。

(1) 現に本市の区域内に居住、在勤又は事業所を有する者であること。

(2) 入居しようとする者が暴力団員でないこと（法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に運営に関与していないこと。）。

(3) 当該附帯施設を使用する用途が公の秩序又は善良の風俗に反せず、かつ、騒音、振動、悪臭等を発生させないものであること。

2 店舗又は作業所への入居については、前項に定めるもののほか、速やかに営業を開始し、当該営業を継続するに必要な能力を備えていることを条件とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に掲げる条件以外の条件を定めることができる。

（収入超過者に関する認定）

第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を

（収入超過者に関する認定）

第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を

超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

(1) [略]

(2) 改良住宅 第7条の2第1項各号に掲げる場合に~~応じ~~、それぞれ当該各号に掲げる金額

(3) [略]

2 [略]

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第52条 市長は、公営住宅建替事業により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合又は公営住宅の計画的な改善のため昇降機の設置を伴う改修工事を行ったことにより第29条第3号の規定により家賃の変更を行った場合において、当該入居者の入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第25条第1項若しくは第3項、第40条第1項若しくは第

超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

(1) [略]

(2) 改良住宅 第7条第2項各号に掲げる場合に~~応じ~~、それぞれ当該各号に掲げる金額

(3) [略]

2 [略]

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例等)

第52条 市長は、公営住宅建替事業により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第25条第1項若しくは第3項、第40条第1項若しくは第2項又は第44条第1項の規定にかかわらず、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃

2項又は第44条第1項の規定にかかわらず、当該入居者の新たに定められた公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

[略]

第52条の2 前条の規定は、次に掲げる事由により当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合等について準用する。

(1)、(2) [略]

(3) 厚生年金住宅条例第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止及び計画的な改善のため昇降機の設置を伴う改修工事

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	[略]

の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

[略]

第52条の2 前条の規定は、次に掲げる事由により当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合について準用する。

(1)、(2) [略]

(3) 厚生年金住宅条例第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	[略]
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台1丁目、甲栄台2丁目、甲

[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営唐櫃住宅	[略]
[略]	[略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	[略]	[略]

	栄台3丁目及び甲栄台4丁目
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営唐櫃住宅	[略]
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台3丁目及び甲栄台4丁目
[略]	[略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	[略]	[略]
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第1駐車場	神戸市北区甲栄台1丁目
	神戸市営住宅桜の宮第2駐車場	神戸市北区甲栄台2丁目

[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営唐櫃住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

車場	
神戸市営住宅 桜の宮第3駐 車場	神戸市北区甲 栄台3丁目
神戸市営住宅 桜の宮第4駐 車場	神戸市北区甲 栄台2丁目及 び甲栄台3丁 目
神戸市営住宅 桜の宮第5駐 車場	神戸市北区甲 栄台4丁目
神戸市営住宅 桜の宮第6駐 車場	神戸市北区甲 栄台4丁目
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営唐櫃住宅	[略]	[略]
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅 桜の宮第1駐 車場	神戸市北区甲 栄台1丁目
[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

附帯施設の入居者資格等の規定、公営住宅の昇降機設置にかかる家賃上昇の緩和措置及び市営住宅の用途廃止に当たり、条例を改正する必要があるため。